

宮崎市櫛地域複合型施設整備事業における  
サウンディング型市場調査 実施要領



令和4年12月

宮崎市地域振興部地域コミュニティ課

## 1. 調査の目的

本市では、全25中学校区ごとに設置している公立公民館等が地区40年以上が経過し老朽化が進みつつあることから、「宮崎市公共施設等総合管理計画」を上位計画とした「宮崎市公立公民館等整備及び長寿命化計画」を平成30年2月に策定しました。これにより、「生目、櫛、木花、住吉、大淀」の5つの公民館を建替えることとし、「生目」については令和4年度に完了したことから、現在、「櫛」公民館の建替えを進めております。

櫛公民館の建て替えにあたっては、隣接する櫛地域事務所を複合化することとし、「江田原ふれあい広場」への移転建替えを行うこととしました。

このたび、民間事業者の方々との対話を通じて、「生涯学習と地域活動の拠点」としての機能の向上や、隣接する公園との一体的な活用のための意見や提案を幅広くお聞きするため、サウンディング型市場調査を実施することとしました。

## 2. 調査の概要

本調査における項目は、以下に掲げるものとします。

- (1) 「利用者や地域住民の利便性・快適性の向上のための機能」として実施可能な民間事業の内容（カフェ・コンビニ・病院など）と実現の可能性
- (2) 公園を活用して実施する民間事業の内容と実現の可能性
- (3) 施設整備の手法及び実現の可能性  
※当市において見込んでいる施設整備のパターン
  - ①市が整備し、民間事業者が使用する場合
  - ②民間事業者が整備し、市が使用する場合
  - ③市が整備し、別途、民間事業者が整備する場合
- (4) 施設整備後の施設の一体的な管理（夜間・休日の貸し館業務、清掃、設備点検、警備、植栽など）
- (5) 民間事業実施のために必要な整備内容や施設の使用期間
- (6) 地域への貢献や事業実施にあたって行政に求めたいこと など

## 3. スケジュール

No.	項目	時期
1	実施の公表	令和4年12月15日(木)
2	参加申込受付	令和4年12月15日(木) ～令和5年3月17日(金)
3	説明会及び現地見学会	令和5年1月20日(金)

No.	項目	時期
4	個別対話の実施日時の連絡	随時
5	個別対話の実施	令和4年12月15日(木) ～令和5年3月31日(金)
6	結果の概要の公表	令和5年5月を予定

#### 4. 実施概要

##### (1) 参加申込

###### ①申込方法：

申込様式「宮崎市橿地域複合型施設整備事業におけるサウンディング調査参加申込書」をご記入のうえ、メール又はFAXにてご提出ください。メールの場合、タイトルは「サウンディング調査参加申込」と記載してください。  
※宮崎市HP内「みやPORT」の「指定テーマ型\_入力フォーム」からの申し込みも可能です。

②申込期間：令和4年12月15日(木)～令和5年3月17日(金)

③申込先：本要領10「参加申込・その他連絡先」をご覧ください。

##### (2) 説明会及び現地見学会

本サウンディング調査への参加を希望する方に向けた説明会と、建設地についての現地見学会を開催します。

なお、サウンディング調査参加のために、説明会等の参加は必須ではありません。

また、説明会等のみの参加も可能です。

①日時：令和5年1月20日(金) 13:30～15:00

②場所：説明会 宮崎市立橿公民館2階中研修室(予定)

現地見学会 江田原ふれあい広場

③申込方法：メールにて、以下の必要項目をお伝え下さい。

タイトル「サウンディング調査説明会申込」

必要項目：1) 事業者・地域団体名、2) 部署・役職など、

3) 参加者氏名、4) 電話番号

申込先：本要領10「参加申込・その他連絡先」をご覧ください。

※説明会会場は、参加事業者の人数に応じ、場所を変更する場合があります。

※希望により、個別の説明も可能です。遠慮なく申し出ください。

### (3) 個別対話

①日時：令和4年12月15日（木）～令和5年3月31日（金）

②場所：宮崎市役所又は橿公民館及び橿地域事務所など（詳細は個別に設定）

※個別対話の時間は1時間程度を基準とします。

※日時等の決定：

参加申込をいただいた方に対し、後日、個別対話の日時と場所をご連絡いたします。なお、日時は可能な限り希望に沿うように調整させていただきますが、ご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

### (4) 対象事業者

特に業種の指定はありません。

本調査に興味を有する「法人又は個人事業主」、「利用者や地域住民の利便性、快適性を高める事業を実施する地域活動団体」の方々が対象となります。

※参加除外条件について、本要領の「9（4）参加除外条件」をご確認ください。

## 5. 個別対話の実施方法

(1)「別紙：宮崎市橿地域複合型施設整備事業におけるサウンディング調査資料」を参照のうえ、ご意見、ご提案をお聞かせください。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現の可能性があるご意見・ご提案をお願いします。

(2) ご意見、ご提案の説明に伴う資料の提出は求めません（必要な場合は持参いただいても結構です）。

(3) 個別対話は、事業者等の方からご意見・ご提案等をご説明いただき、それを踏まえて、市側からご確認やご質問などをさせていただきながら、意見交換をさせていただきます。

市からの質問に対し、お答えいただけない項目や内容があっても構いません。また、市への質問、希望などがございましたら、ご意見をいただきたいと思います。

また、提案いただく内容によっては、進行方法を変更する場合があります。

## 6. 実施結果概要の公表

サウンディング調査結果の概要について、後日、市のHPで公表します。公表内容については、事前に参加事業者の皆様にご確認を行うとともに、知的財産にかかる内容などについては公表しないこととします。

## 7. 事業者選定審査への加点

サウンディング調査結果を基に、事業化の可能性について検討を行います。

事業化する場合は、別途、公募により事業者を選定します。その際、サウンディング調査に参加された事業者の方々には、穩地域複合型施設整備事業における事業者選定審査において、加点を行います。

## 8. その他

本サウンディング調査でいただいたご意見については、穩地域複合型施設整備事業以外に今後の公民館整備事業においても活用させていただく場合があります。

## 9. 留意事項

### (1) 参加及び対話内容の扱い

個別対話の内容は、双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。

### (2) 追加調査（対話）への協力

必要に応じて、追加調査（対話）や文書照会、アンケート等を行うことがあります。ご協力をお願いいたします。

### (3) 費用負担

サウンディング調査への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

### (4) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、本サウンディング調査の対象者として認められません。

①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者である場合。

②法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は現に禁錮以上の刑に処せられている者がいる場合。

③法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号」に規定する暴力団の関係者又は暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいる場合。

## 10. 参加申込・その他連絡先

宮崎市地域振興部地域コミュニティ課管理係（担当：下瀬・上田）

〒880-0805 宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）

TEL/FAX 0985-21-1714 / 0985-22-0200

E-mail 01suisin@city.miyazaki.miyazaki.jp